事務連絡

２０１８年１１月８日

加盟団体各位

(公社)全日本アーチェリー連盟

競技部長　津　田　正　弘

（印　省　略）

2018 年全国指導者・審判ルール全国研修会の配布資料について

2018 年 11 月 3 日（土）～ 11 月 4 日（日）につくば市で開催された「2018 年全国指導者・審判ルール全国研修会」で参加者から依頼がありましたので配布された資料を添付いたします。ご利用ください。

＜添付資料＞

１、各都道府県からの質問

２、2018 年平成 30 年事故報告まとめ 1 月～11 月現在

以　上

各都道府県からの質問

Q. フィールド RC 男子のスターバッジの申請点は全て Marked の公認記録のみなのでしょうか？Unmarked の記録は申請には使えないのでしょうか？

A. フィールドのスターバッジ申請については、全部門・種別ともマーク12標的の点数だけです。アンマークは対象になりません。
（競技規則第5章122条1項　参照）

Q. 監督・コーチ申請する場合、申請者は全日本アーチェリー連盟へ選手・指導者登録する必要があるでしょうか？

A. 競技場内に入場できる監督コーチについては、全日本アーチェリー連盟への競技者登録または指導者登録について義務付けはしておりません。
保護者の方や、場合によってはトレーナーメンタルコーチなど、アーチェリー連盟に登録されていない方が入場される場合もあります。
監督・コーチ申請は、本人（小中学生の場合は保護者・所属先など）の申請により、所属アーチェリー協会（連盟）を通じて申請して頂きます。
ただし、規定（特に服装等）は十分ご理解の上、申請いただくようお願いいたします。

Q. 弓具を組み立て、点検をしているのだと思いますが、弦を引いてバンバン大きな音を鳴らしている人がいますが、この行為は安全規定第９章第４節及び第５節に当たらないのでしょうか？
射場で準備をしている人達がびっくりする人もいます。
私も何度かドキッとしたことがあります。
明確にした文言があればいいと思いました。

A. 弦を10～15cm 程度引いて軽く空射ちすることは、リムが正しくハンドルに接合できているかの確認行為かと思います。
リムの接合が不十分であったり、正しく接合できていなければ、重大な事故につながる危険性もありますので、安全確認には必要な行為と考えられます。また、10～15cm 程度の引き尺では、安全規程　第９章第４節及び第５節で言う「素引き」には当たらないと思います。
但し、室内などでは音が反響し、大きな音になってしまうことがあり、突然想像もしない方向から発射音のような大きな音が聞こえると、驚かれるようなことになることはあるかと思います。
また、もっと大きく引いて空射ちすると、当然もっと大きな音が出ますし、リムにも負担をかけて逆に破損の原因になることも考えられます。このような行為は、エチケットにも反しますし、危険行為でもあるかと思いますので、注意を促してください。
お互いが安全を確認しあい、不注意な競技者がいれば気が付いた人が注意することは重要なことです。

Q. ある選手の所属会社から10名程度の応援団が付き、矢がゴールドに命中するたびに応援団から大きな拍手喝さいが送られていました。ただ、ほかの選手は応援団などなく、この選手のところだけが異様に浮き上がっており、ほかの選手も気になるのか大きな歓声が上がると応援団を振り返って見たりしていました。トーナメントの場合は、ある程度の声援、応援はありますが、平打ちの場合でも同じような考えでしょうか？
行射中のこのような拍手や声援は競技進行上、問題ないのでしょうか。ルール等はありますか？現実としてインターハイやインカレなど学生主体の大会では行射中も大きな声援が飛びますし、大合唱が始まります。
他の選手から『集中できないのでもう少し静かにしてほしい』というクレームが上がった場合、どう対処すればよいのでしょうか。もし『他の選手に迷惑が掛からない程度であれば OK』であれば、その『程度』は誰が判断するのでしょうか。

A. ご質問の内容からすると、観客席（競技場外）からの応援かと思います。

競技場外からの応援については、競技規則上、対応できる規則がありません。
原則として、競技場外からの応援は、「騒音」と判断し、選手からのクレームがあったり、競技の進行に支障があるようであれば、会場係などがもう少し静かにするようにお願いに行くことになるかと思います。
状況は千差万別かと思いますので、一概に基準を設けることは困難です。競技に支障があるかどうかの判断は、その大会の競技委員長の判断になるかと思います。
競技委員長は、その競技会を統括する責任者ですので、細かく明文化されていない事案の判断は全て競技委員長に委ねられるとお考えください。

Q. リカーブの用具規定につきましてお教え願います。
競技規則第10章第202条におきましては、「常識的に「弓」という言葉に適合していれば、どのような形状でも使用することができる」との記載がありますが、リム(=板ばね)の替わりにコイルスプリングを用いることは規定上可能でしょうか？

A. 競技規則では、第202条1項に下記のようにあります。
「弓は、ターゲットアーチェリーで使用されるもので、常識的に「弓」という言葉に適合していれば、どのような形状でも使用することができる。」
「リム(=板ばね)の替わりにコイルスプリング」とのことですが、競技規則の文言の上では問題ないように思います。
但し、競技規則の他の項に下記のようにあります。
第103条5項　審判員
(3)「競技の開始前(時刻はプログラムに記載される)、およびそれ以後は競技中随時、全競技者の用具を検査する。」
上記にあるように、実際には現物を審判員が確認する必要があります。
審判員は、検査するとき、競技規則に則ったものであるかを確認すると同時に、”安全に使用することができるか？”も確認します。

Q. 会員登録についてご回答お願いします。
前年度に全ア連会員登録している競技者について
今年度は「会員(休会)」となる場合、その競技者が保持している審判員資格はどのような扱いになりますか。
・休会中は審判員資格を維持できますか？
・休会中に審判員資格を更新することはできますか？

A. 公認審判員規程　第9条(資格の喪失)に、下記のようにあります。
公認審判員は、次の各項のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
1　更新登録しなかったとき。
2　加盟団体の所属を失ったとき。
3　2年以上競技役員・大会役員の任に当たらなかったとき。もしくは、WA・WAAまたは本連盟および加盟団体が開催する審判員研修会に、2年以上出席しなかったとき。
4　理事会において、公認審判員として不適格であると認められたとき。
5　本条2～4項に該当し、公認審判員の資格を喪失したときは、加盟団体長は当該公認審判員にその旨通知し、且つ本連盟に通知する。
本条第5項に該当し、公認審判員の資格を喪失したときは、当該公認審判員にその旨通知する。
6　前項の規程によって公認審判員の資格を喪失した者は、通知を受けた日から1ヶ月以内に、本条2～4項に該当する者は加盟団体長に、本条5項に該当する者は本連盟会長に再審査を請求することができる。
本条5項の規程によって公認審判員の資格を喪失した者は、4年間は再申請することができない。
当該の方は、「休会中」とのことですので、来年度(2019年度)以降の復帰を見据えてのことと思います。
従って、2. の「加盟団体の所属を失ったとき」には当たらないと判断します。
3. 及び4. については、どちらも「2年以上」との期間を設けていますので、今年度(2018年度)休会されて

活動がなかったとしても、昨年度、もしくは来年度復帰されて審判の任に当たる、研修会に参加されれば、資格は維持できます。
更新については、4年毎ですので、次回更新は2020年になります。従って当該者の場合、2019年度に復帰し、2年以内（2018～2019年度）に審判の任に当たる、研修会に出席すれば、更新することができます。

Q. 第204条（使用できない装置）3について質問です。
競技者の用具はいかなる種類のカモフラージュ模様を含んだものであってはならない」とありますが、この「カモフラージュ模様」の定義と実質的なガイドラインを明示願います。
具体的には「白単色」は「雪上迷彩」であり、一般的な軍用及び狩猟用のカモフラージュ模様ですが、これは204条3に当てはまりますか？
同じく単色の「ライトグリーン系」「ライトブルー系」「ダークグリーン系」「ダークブラウン系」なども軍服に採用されていることから軍用のカモフラージュ模様と判断できますが、これらはいかがでしょうか？その他、一般的に販売されている弓のグラデーションカラーの物ですが、カモフラージュ模様とそうでないものの境界が不明です。

A. 競技規則には、「…いかなる種類のカモフラージュ模様を含んだもの…」（第204条3項）「色彩に関係なく…カモフラージュ模様の衣服と用具…」（第214条1項）とあります。
文章にありますように、「カモフラージュ模様」という「柄」が対象になります。一般的な「カモフラージュ模様」は、自然の風景に溶け込むように、緑、茶、グレーなどの色が多いようですが、黄色や赤などの色が含まれるものもあり、多岐にわたります。色によって線引きするのは非常に困難ですので、「色彩に関係なく」全ての色が対象となるとお考えください。
逆に、貴殿の文中にあるような単色のものは「模様」＝「柄」ではありませんので、対象外になります。
ご自分でもお判りかと思いますが、「雪上迷彩」であるから「白単色」が規則違反になるとは考えられません。
単色の「ライトグリーン系」「ライトブルー系」「ダークグリーン系」「ダークブラウン系」についても同様です。軍用の衣類に採用されている＝カモフラージュ模様ではないのは明白です。
また、一般的な「カモフラージュ模様」でない抽象的な柄やグラデーション・マルチカラー（例えば HOYT 社の FUSION など）は対象ではありません。これは、以前から別項で使用が許可されている「多色に塗り分けたハンドル」（第202条1項）に相当するものです。
市場に出回っている「カモフラージュ模様」は多岐にわたりますので、明確な基準を文章で表現するのは非常に難しいものがあります。一般的な認識のカモフラージュ模様（＝迷彩柄）を対象としているとお考えください。
このカモフラージュ模様の衣服・用具の使用禁止に係る条文の主たる目的は、「安全確保」の意味が大きいと考えます。

Q. CP の公認競技ルール「的紙の設置方法」についてお問い合わせお願いします。
公認試合 CP にて参加者が5名おり、①的 ABC、②的 AB というマルチ形式配分にて競技設置が行われました。
今回、②的 AB に高さ155cm で的紙が2枚設置されていたため、「的枚数が2枚であれば公式ルールの高さである130cm に設置するのではないか」、と審判に問い合わせしましたところ、一度は審判が130cm にて行うとし、設置変更を決定しました。すると①的競技者1名から反対意見がでて、「マルチ的の参加者がいる以上、公平性から全ての的をマルチ形式にて行うべき」「本来であれば参加者が居ない空き立番にも的を設置し4枚で行うのがルール」と審判に意見し、審判も判断ができない状況となりました。なお的紙は参加者人数部分しか用意が無いとのことでした。他に「130cm で競技ができるのにわざわざ155cm という的中央から外れた位置で競技をする意味が分からない」という意見もでましたが、今回は①的の反対意見競技者が異様に騒ぎ立てたため、他参加者や審判が折れて、高さ155cm で4名、105㎝で1名が競技を行う形態となりました。このようなケースではどのように的紙を設置すべきでしょうか。

A. お問い合わせの文から推察しますと、状況は、
① 2立（AB-CD）の競技会

② CP部門の参加者は、5名で2標的を使用
③ CPの1的はAB-Cの3名、2的はABの2名
ということでしょうか？
結論から言いますと、上記のような状況だとすれば、今回実施された方法は競技規則に適合した方法になります。
1的は155cmと105cmの上下2段に貼って、2的は130cmに2枚に貼るというのは、反対意見を言われた方がおっしゃるように公平ではありません。
上下2段に貼って、5名がそれぞれの段に振り分けられるのは、予選の順位や主催者の厳正な抽選などによって振り分けられることになります。
また、今回のように2立で参加者が5名の場合、通常は上段4名・下段1名にはせず、できれば1的：AB-C、2的：A-C等のように、上下の人数をバランスよく配置すべきかと思います。空的の位置にも的を張って統一すべきです。

Q. シューティングラインに立ち、矢をストリングのノッキングポイントに付けて弓を構える際に矢の角度がかなり上を向いて構えた場合ですが、矢を付けて角度を付けて構えても、ドローイングする時に矢が的に向いていれば、ルール上は問題はないのですか。
それとも矢を付け角度を付けて構えた時点でルール上は失格なのでしょうか。

A. この件に関することは、競技規則には下記のように記載されています。
競技者は、、弓を引く時および引き戻すとき、いかなる場合であっても、矢をセーフティーゾーンまたは安全管理用設置物（オーバーシュートエリア、ネット、壁等）を超えると審判員が判断するような引き方、戻し方をしてはならない。競技者が、この引き方、戻し方を続ける場合、安全のため、直ちに審判長、競技委員長、DOSのいずれかが、行射の中止と競技場からの退去を命ずる。（第205条19項）
危険な方法でドローイングを繰り返すと複数の審判員が判断した場合、審判長またはDOSは、その競技者に対してただちに行射の停止を求め、失格とする。（第208条9項）
ご質問の文章から状況を正確に、また詳細に判断することは非常に難しく思います。
競技規則にもありますように、基本的には現場の審判員の判断になります。
かなり上を向いて構えた状態でそのまま引いた場合、セーフティーゾーンを超えると審判員が判断すれば、罰則の対象になります。
また、罰則（行射の中止競技場からの退去、失格など）の通告は、審判長、競技委員長、DOSのいずれかからになります。基本的に審判員が直接通告することはありません。

Q. 審判登録について教えてください。
高校の先生で、顧問登録をしているのですが、個人での選手。指導者登録はしていませんので、登録番号はありません。この場合、審判登録は可能でしょうか？

A. 顧問登録は、高体連独自のシステムで、全日本アーチェリー連盟の登録システムとの関連性はありません。
公認審判員規程　第6条4項に、
「本連盟の会員登録者（競技者又は指導者）で公認審判員として認定された者は、本連盟所定の認定登録申請用紙に必要事項を記入し、登録料を納付することによって、公認審判員として登録される。」
とあります。
上記にありますように、本連盟への登録が前提になります。

Q. 2018年度の新規1級審判認定試験ですが、2級の審判資格を2013年10月に取得した審判員に受験資格はありますか？

A. 受験して頂くことは出来ます。
審判員の経験年数は、その資格の取得年度で判断しています。

平成30年　アーチェリー連盟に報告された事故　一覧　　2018年　10
11月2日現在

高校 2018年 1月6日	顧問指導下での50mの練習中、2年生男子部員のカーボン矢（ACE・スピンウィングｳﾞｪｲﾝ）がレストアップして、的小屋上方に設置された防矢ネットに当たるも貫通してしまった。 矢は隣接する（株）レンティック中部浜松事業所の許可を得て探して同事業所敷地内にある調整池内で発見された。 該当生徒は前日から50mを300点前後で射っており、このとき取りかけが力み、偶発的にレストアップしたようである。 緊急処置と対応 直ちに練習を中止して顧問が会社の許可を得て矢を探して謝罪。 管理職に報告し、事務長と顧問とで再度会社側に謝罪。 防矢ネットの修繕が終わるまで50mの練習禁止とした。
高校 2018年 1月15日	18mの練習の為に的台に向かって矢を射ていたところ、本人の放った矢が発射の衝撃で矢が中央部分から折れた。 前方部分は的に刺さり、後方部分が本人の押し手(左手）の親指付け根部分に当たり、指先へ向かう形の裂傷をおわせた。 本人の親指の付け根に当たり2針縫う裂傷。家庭への連絡と家族への引き渡しは完了している。 矢を射た生徒は行射の前には矢に異常は感じておらず、折れて初めて矢の劣化に気が付いたとのこと。
協会 公共の 練習場 4月1日	高校生が射場一番左側のレーンの 60m射線より行射したところ、跳ね返った矢がフェンスを越えて反対側の初心者レーンに飛び出し、矢が初心者レーンで練習中の小学生の右上腕部にあたり裂傷を負った。 直ちに救急医療センターへ搬送し外科を受診した。診察の結果は、幸いに全治1週間ほどの軽症であった。また、小学生の親及び関係部署に連絡を取り、速やかな対応により被害者ご両親が謝罪を受け入れている。 再発防止として、フェンスの上部に防矢ネットを新設と、注意喚起として、各傘下団体に事故内容の報告を行っている。
協会 公認大会 競技会中 4月22日	地区春季アーチェリー大会の競技中(後半2エンド終了後） 看的のため的前に移動した際、本人の不注意で、的中した矢のノックで険を負傷したもの。 本大会の開会式にて競技上の請注意として、看的の際の矢取り等においては、十分注意するよう指導していた。 負傷後の対応 試合を一時中断し、救急車を要請。 (コーチが同行し、病院へ搬送) ⎮競技会場での応急処置として、アイシンクを行った。 眉間の切傷(眼球損傷無し全治5日程度 ※矢取の時、的の正面には立たない。矢を抜くときは後方の確認を行う。
高校 2018年 7月29日 校内射場	校内練習場にて10mの距離を練習中に発射した矢が逸れ、近くにいた部員の右前腕に刺さった 被害あった選手は、休日救急診療所を受診したところ、幸いに矢が刺さったのは表面部分であり、骨や神経等を傷つけてはいないため、化膿止めと痛み止めの薬を処方する。 数日後、傷は順調に治癒に向かっており、医師の許可を得て練習に参加している。 部員５名が10m先の的に向かって矢を射つ練習中に、矢が右に大きく逸れ、雨のため小体育館入口階段の右端に待機していた部員の右前腕に刺さった。 矢を射った際、弦を持つ手が滑り、弦が戻りながら手を離す状況になってしまい、弓を引く力と押す力のバランスが崩れ、思わず弓をもつ腕を右に振ってしまい、矢が大きく右に逸れたと推測される。 矢を射つ地点より前方の遮蔽物がない場所に被害者が待機しており、そのことの危険性について充分に部員が認識をしていなかった。前方に人がいるかの安全確認の怠りが原因と考えられる。
協会 公共施設 練習場 2018年 8月14日	コンパウンドボー練習中に誤射により矢が練習場を飛び越えて、後方約200m離れた介護施設に飛び込み3階の窓ガラスを破損した。幸い入居者への被害はなかった。 練習中に、ドローイングの過程で暴発し、矢が射場の的方向の防矢ネットを越え、的上の後方に位置する介護施設の3 階部分の窓ガラスを破損したもので、人身被害はありませんでした。 射場には、標的面(地面に水平) に向けてドローイングを行えば、例え暴発が発生しても場外に矢が飛び出すことがない程度(地上約8 m) の防矢ネットの備えがある。当該選手は以前に射線上部のネットによって矢の飛び出しを防げた実績があり、その時点で射型の是正指導を受けセットアップ角度について注意をしていた矢先の事故であった。 防矢ネットを越える角度に矢先が上方に向けられていたことが最大の原因と考えられる。 事故発生後、射場の安全対策工事終了まで使用を中止している。 被害施設に関しては、施設管理団体が示談交渉を進めている。 協会として、今回の事故を教訓とした注意喚起文書を統括団体に配信している。 また、事故の発生した施設所属会員への規則・規程等の再確認と安全意識への定着を図ること事を確認している。

いかなる事情があっても、アーチェリーで人身事故が発生した場合たとえそれが軽微なものであっても、外部に与える衝撃は少なくないことは言を待ちません。原因の如何、負傷の軽重を問わず、事故はその結果のみが問題となり、引いてはアーチェリー界全体に大きなダメージを与えることになります。
本連盟で定めました「安全規程―アーチャーの安全マナー」を再確認していただき、安易に流れないで競技会開催と練習中とを問わず、これまで以上の安全意識をもってアーチェリーに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

公益社団法人全日本アーチェリー連盟